

生命保険会社に関する主な検討事項（案）

1. 生命保険会社の財務基盤の充実

(1) 社員配当のあり方

(現状) 生命保険相互会社については、剰余金が生じた場合には社員 (= 保険契約者) に分配するとの理念のもとに、原則として、毎決算期において剰余金の80%以上を、社員配当の財源として積立てることにより配当を行っている。

(検討) 保険会社の相互会社としての実態の変化を踏まえ、また、昨今の厳しい経営環境に対応し、より長期的な保険契約者保護に資するとの観点から、現行の社員配当に関するルールを見直し、会社の財務基盤の充実に努める必要はないか。

(2) 基金制度の弾力化

(現状) 相互会社が基金の総額を増加する場合には、その都度社員総会又は総代会の決議を経て定款を変更する必要がある。

(検討) 株式会社の場合は、定款に記載された範囲内で、株主総会の決議を経ずに取締役会の決議で新株を発行することが可能であるが(いわゆる授權資本制度)、基金の増額について同様の手続を認める等、基金制度の弾力化を図る余地はないか。

(3) 生命保険会社の新しい機能

(現状) 現在、生命保険会社は保障性商品に加え貯蓄性商品も取り扱っているが、昨今、確定拠出年金導入の機運が高まる等生命保険会社をめぐる環境は大きく変化しつつある。

(検討) 社会経済構造が変化する中で年金、資産運用に対する国民・企業のニーズの高まりに応えるため、生命保険会社の機能を充実させる方策はないか。

(4) 保険契約の契約条件の変更

(現状) 平成8年の保険業法改正前は、保険金額の削減に関する規定があったが、法改正時に、予定利率の引き下げ等の既契約の条件変更は、不利益変更を既存の契約者に及ぼすこととなり、契約の安定性や財産権との関係で問題があるのではないかと、保険契約者との契約を守れない保険会社は、解約の増加等により契約者を維持できないのではないかと、等から当該規定は削除された。

(検討) 契約条件の変更は、いわゆる逆ざや問題の改善には一定の効果があると考えられるものの、'法律論'として、契約法や財産権との関係をどう考えるか。いずれにせよ、本問題に関しては、社員・保険契約者の理解が得られることが重要と考えられる。

2. 保険商品開発の迅速化

(1) 保険商品の審査手続の見直し

(現状) 保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ない保険商品に導入されている届出制については、当局の審査が行われ、90日間の審査期間等が規定されている。

(検討) 保険契約者のニーズに合った新商品の開発を促進し、ひいては保険会社の収益源を確保するため、この審査手続について簡素化の観点から見直すべき点はないか。

(2) 保険商品届出制の対象商品の追加

(現状) 近年、認可制対象商品を届出制対象に順次移行させてきている。既に、企業向け商品や企業年金保険等については、ほとんどが届出制となった。

(検討) 追加的に届出制に移行させることが可能な保険商品はないか。

3. 生命保険会社への信頼の向上

(1) ディスクロージャーの改善

(現状) 保険会社のディスクロージャーについては、連結ベースでの財務諸表、ソルベンシーマージン比率などの開示に加え、昨年3月期決算からは、金融再生法と同様の基準による不良債権の開示が行われている。

(検討) ディスクロージャーについて、相互会社の特性や保険商品の長期性等も踏まえ、更に見直すべき点はないか。

(2) 保険会社におけるガバナンスのあり方

(現状) 保険相互会社においては、会社の意思決定機関として社員総会に加え、社員の代表から構成される総代会が設置されており、総代会で諸々の決議が行われている。そして、総代、総代会については、総代の任期、総代会開催の定足数、社員による総代会議案の提案権等が法定されている。

また、保険会社には、保険数理に関する事項に関与させるため保険計理人を置くことが義務付けられている。

(検討) 総代の選出方法、総代の総数など保険相互会社のガバナンスについて改善すべき点はないか。また、保険計理人について、見直すべき点はないか。

4. その他

(1) 保険会社の財務面のチェックのあり方

(現状) 金融システム改革法により、保険会社についても、いわゆる早期是正措置が導入され、措置発動の基準としてのソルベンシーマージン比率につい

でも逐次見直しが行われてきている。

(検討) 保険会社の財務面のチェックのあり方について、更に検討すべき点はないか。また、保険会社の業務報告書の提出頻度等について見直す必要はないか。

(2) リスク管理に基づく柔軟な資産運用

(現状) 保険会社の資産運用については、運用対象の資産ごとに、例えば国内株式については総資産の30%以内、不動産については総資産の20%以内で運用を行わなければならない等の制限が課されている。

(検討) 保険会社のALMなどリスク管理機能向上の観点から、会社自身の資産運用能力等の充実を前提として、このような資産毎ルールを改める余地はないか。

(以上)